

令和4年9月

宇土市議会定例会議案

令和4年8月26日招集

令和4年9月市議会定例会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第61号	令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について	1 別冊
議案第62号	令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第63号	宇土市部設置条例の一部を改正する条例について	2
議案第64号	宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第65号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第66号	宇土市手数料条例の一部を改正する条例について	8
議案第67号	宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について	9
議案第68号	宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	11
議案第69号	財産の取得について	12
議案第70号	財産の取得について	13
議案第71号	財産の取得について	14
議案第72号	財産の取得の変更について	15

議案第73号	令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について	22 別冊
議案第74号	令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第75号	令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	23 別冊
議案第76号	令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第77号	令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について	24 別冊
議案第78号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
議案第79号	宇土市教育委員会の委員の任命について	25
報告第11号	令和3年度宇土市財政の健全化判断比率について	26 別冊
報告第12号	令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について	27 別冊
報告第13号	令和3年度宇土市水道事業資金不足比率について	〃
報告第14号	令和3年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について	28 別冊
報告第15号	専決処分の報告について 専決第10号 損害賠償額の決定について	29

議案第61号

令和3年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，令和3年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第62号

令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，令和3年度宇土市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第 6 3 号

宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

宇土市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市部設置条例の一部を改正する条例

宇土市部設置条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エの次に次のように加える。

オ 地籍調査及び土地情報の管理に関すること。

第 3 条第 5 号オを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（宇土市地籍調査実施条例の廃止）

2 宇土市地籍調査実施条例（平成 2 年条例第 3 4 号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 0 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

	鳥獣害防止対策協議会委員		
	地籍調査実施委員会委員		

」を

「

	鳥獣害防止対策協議会委員		
--	--------------	--	--

」に、

「

福祉事務所嘱託医	月	5 4, 5 6 0 円
地籍調査推進委員	日	6, 1 0 0 円

」を

「

福祉事務所嘱託医	月	5 4, 5 6 0 円
----------	---	--------------

」に

改める。

#### 提案理由

市組織の見直しに伴い、関係条例を改正する。  
これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第64号

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の2の3」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業しようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の2の2第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に

該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の2第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の2の3中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の3に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同



条第 8 号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第 7 号とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

第 9 条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 9 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）等の改正に伴い、所要の措置を講じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 5 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 5 0 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防団員（年額報酬）の項中

「

3 0, 0 0 0 円
2 1, 0 0 0 円

」を

「

3 7, 0 0 0 円
3 6, 5 0 0 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

宇土市消防団の班長及び団員の階級にある者の処遇改善を図るため、条例を改正する。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 66 号

宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

宇土市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市手数料条例の一部を改正する条例

宇土市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「450 円」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用して証明書等自動交付機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う証明書の交付（以下「自動交付機による交付」という。）の場合にあつては、300 円)」を加え、同条第 13 号中「300 円」の次に「(自動交付機による交付の場合にあつては、200 円。ただし、所得課税証明書及び課税証明書に限る。)」を加え、同条第 19 号並びに第 26 号ア及びエ中「300 円」の次に「(自動交付機による交付の場合にあつては、200 円)」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

提案理由

個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書等の交付に係る手数料を減額するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第67号

宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例について

宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例を次のように制定する。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市農林業用及び漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、宇土市内における農林業及び漁業事業の経営における経済的負担を軽減することにより、市内農林業及び漁業の振興を図るため、農林業又は漁業事業の用に供するために取得した償却資産に対する固定資産税の課税について、宇土市税条例(昭和34年条例第3号。以下「市税条例」という。)の特例を定めるものとする。  
(対象償却資産)

第2条 特例の適用対象となる償却資産(以下「対象償却資産」という。)は、主に農林業又は漁業に従事する者が市内に所有する農林業用又は漁業用償却資産のうち現に事業の用に供することができるもので、償却資産課税台帳に記載されたものとする。  
(固定資産税の不均一課税)

第3条 前条に規定する対象償却資産に対して固定資産税を課する場合における固定資産税の税率は、令和4年度から令和6年度までに限り、市税条例第62条の規定にかかわらず、同条に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。  
(不均一課税の申請)

第4条 前条の規定による固定資産税の不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に不均一課税の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に認める場合は、この限りでない。

(不均一課税の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正行為等により対象償却資産に対する固定資産税の不均一課税を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る当該不均一課税を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(農業用償却資産に対する固定資産税の減免に関する条例の廃止)

2 農業用償却資産に対する固定資産税の減免に関する条例（昭和35年条例第18号）は、廃止する。

（この条例の失効）

3 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

#### 提案理由

農林業又は漁業事業の用に供するために取得した償却資産に対する固定資産税の特例を定めるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 68 号

宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例  
宇土市乳幼児医療費助成条例（昭和 48 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

宇土市子ども医療費助成条例

第 1 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 号中「乳幼児」を「子ども」に、「満 6 歳」を「満 15 歳」に改め、同条第 5 号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 4 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（宇土市子ども医療費助成条例の廃止）

2 宇土市子ども医療費助成条例（平成 20 年条例第 10 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の宇土市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 提案理由

子育て世代の経済的支援として、小中学生に係る医療費の自己負担額に対する助成を拡充するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 69 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 宇土市新庁舎等 I P 電話システム                                     |
| 2 | 取得の方法  | 随意契約   |
| 3 | 取得価格   | 13,750,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）<br>（予定価格 20,951,260 円） |
| 4 | 契約の相手方 | 宇土市築籠町 141 番 1 号 1 F<br>株式会社 L G I C<br>代表取締役 新垣 慶一郎   |

### 提案理由

予定価格 2,000 万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第70号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 取得する財産 宇土市庁舎建設に伴う備品購入（机）
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得価格 17,138,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
（予定価格 20,209,563円）
- 4 契約の相手方 宇土市栗崎町1182番地1  
有限会社タタニ  
代表取締役 田谷 優光

### 提案理由

予定価格2,000万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。



議案第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 宇土市新庁舎ネットワーク環境構築に伴う機器                         |
| 2 | 取得の方法  | 随意契約  |
| 3 | 取得価格   | 25,758,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）                |
| 4 | 契約の相手方 | 宇土市築籠町141番1号1F<br>株式会社L G I C<br>代表取締役 新垣 慶一郎 |

提案理由

予定価格2,000万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第72号

### 財産の取得の変更について

令和4年3月3日に議決された財産の取得について、その一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 所在地	変更前	別紙1のとおり
	変更後	別紙2のとおり
2 取得価格	変更前	34,970,490円
	変更後	40,521,165円
3 取得面積	変更前	5,247.57平方メートル
	変更後	6,101.52平方メートル
4 取得の相手方	変更前	個人7人, 法人1者
	変更後	個人9人, 法人1者

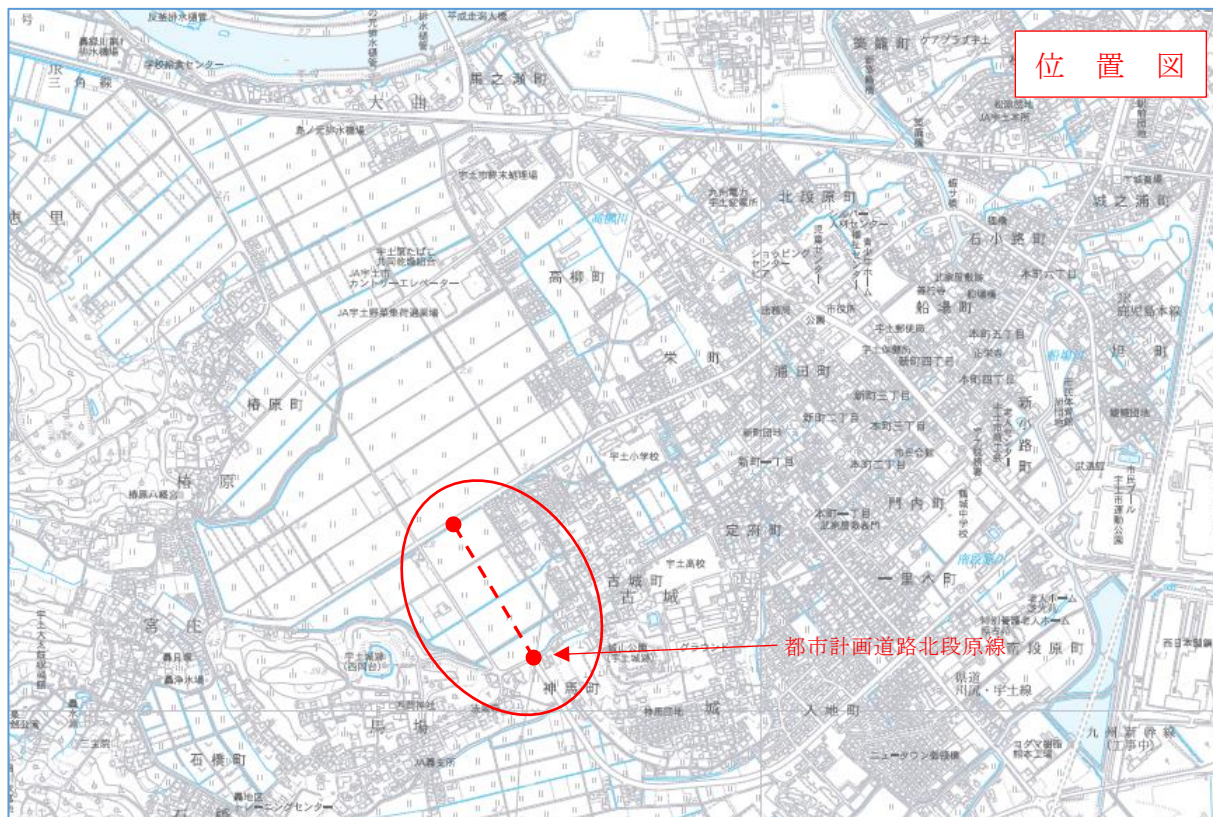
### 提案理由

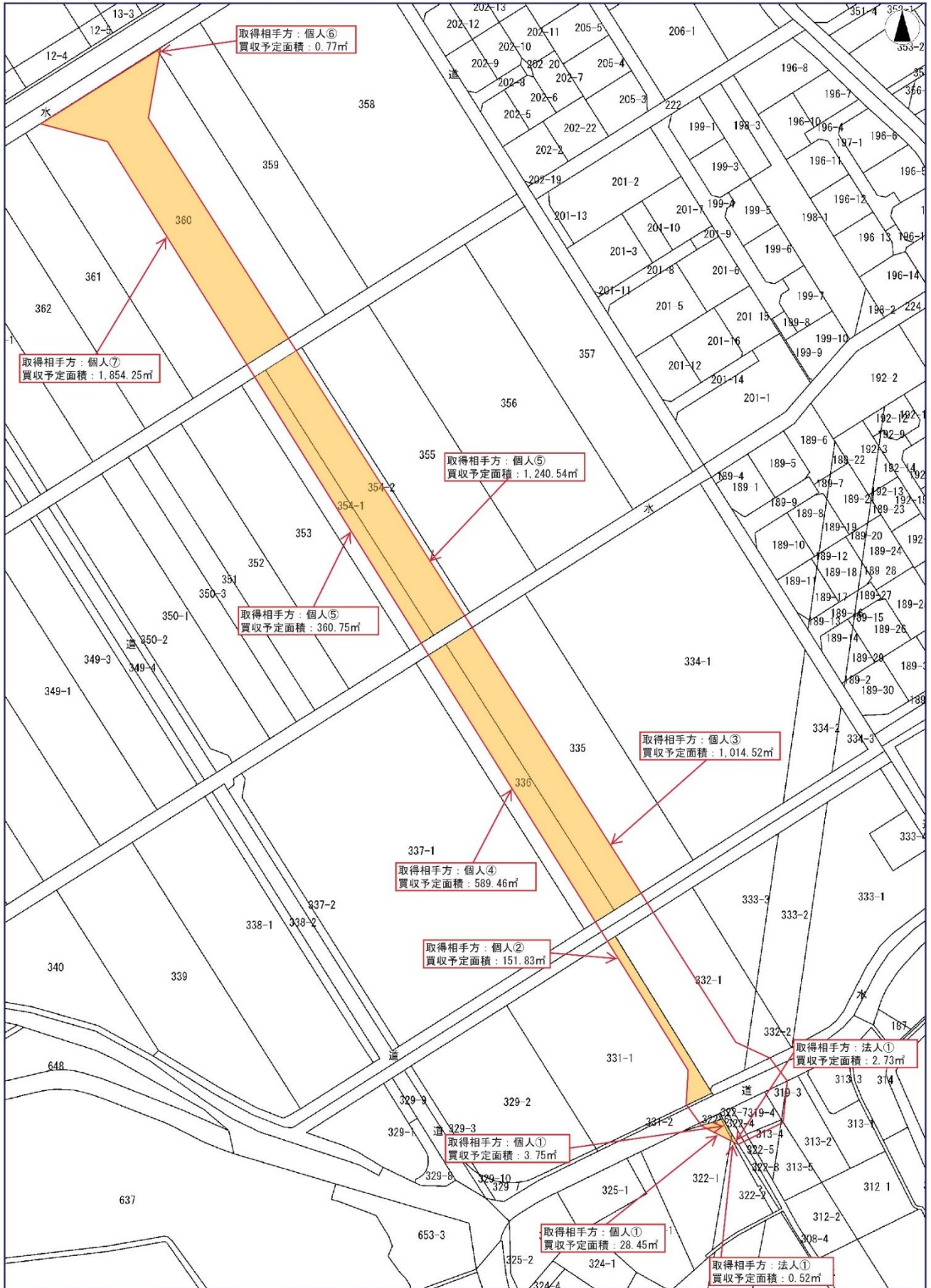
都市計画道路北段原線整備事業の実施に伴い、道路用地を追加取得する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙 1

番号	所在地	地目	取得面積 (㎡)	取得の相手方
1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 1	田	2 8 . 4 5	個人①
2	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 4	雑種地	3 . 7 5	
3	宇土市神馬町字山下 3 3 1 番 1	田	1 5 1 . 8 3	個人②
4	宇土市神馬町字山下 3 3 5 番	田	1, 0 1 4 . 5 2	個人③
5	宇土市神馬町字山下 3 3 6 番	田	5 8 9 . 4 6	個人④
6	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 1	田	3 6 0 . 7 5	個人⑤
7	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 2	田	1, 2 4 0 . 5 4	
8	宇土市神馬町字山下 3 5 9 番	田	0 . 7 7	個人⑥
9	宇土市神馬町字山下 3 6 0 番	田	1, 8 5 4 . 2 5	個人⑦
1 0	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 2	雑種地	0 . 5 2	法人①
1 1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 8	雑種地	2 . 7 3	
計		1 1 筆	5, 2 4 7 . 5 7	

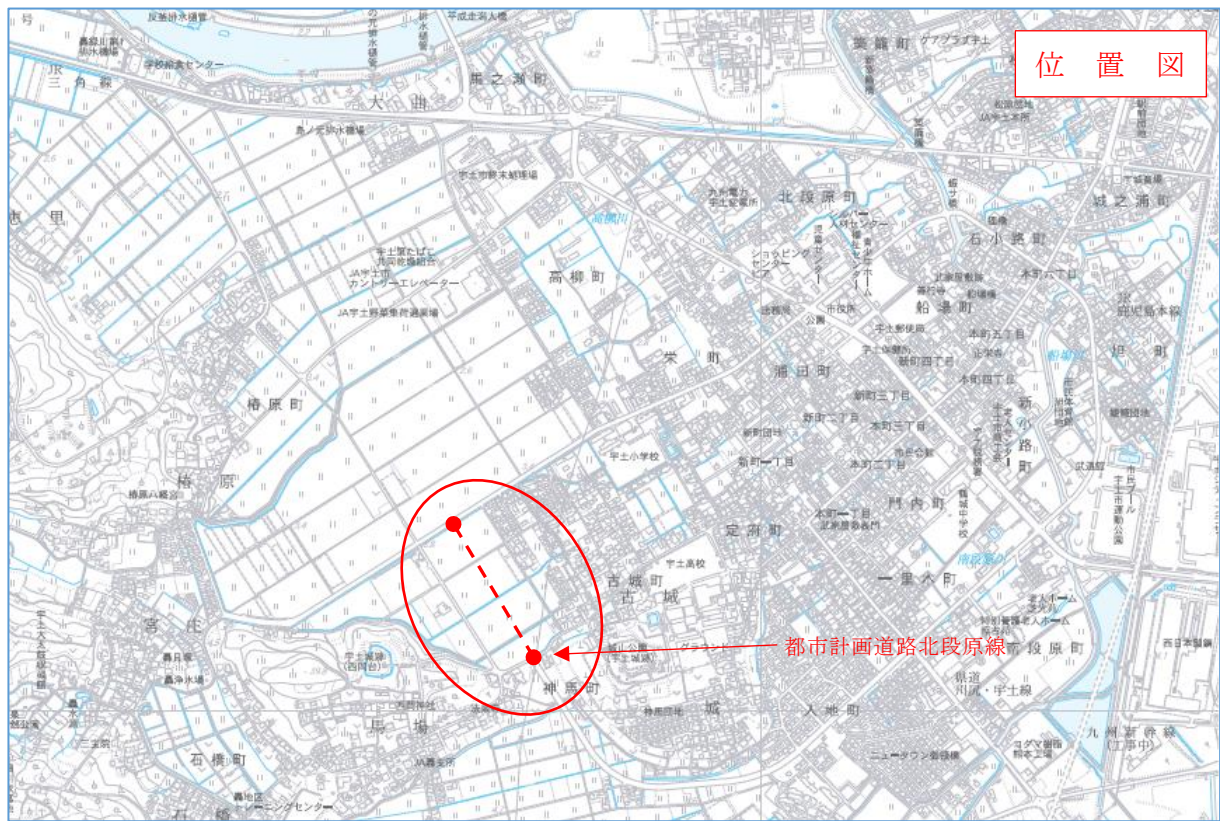


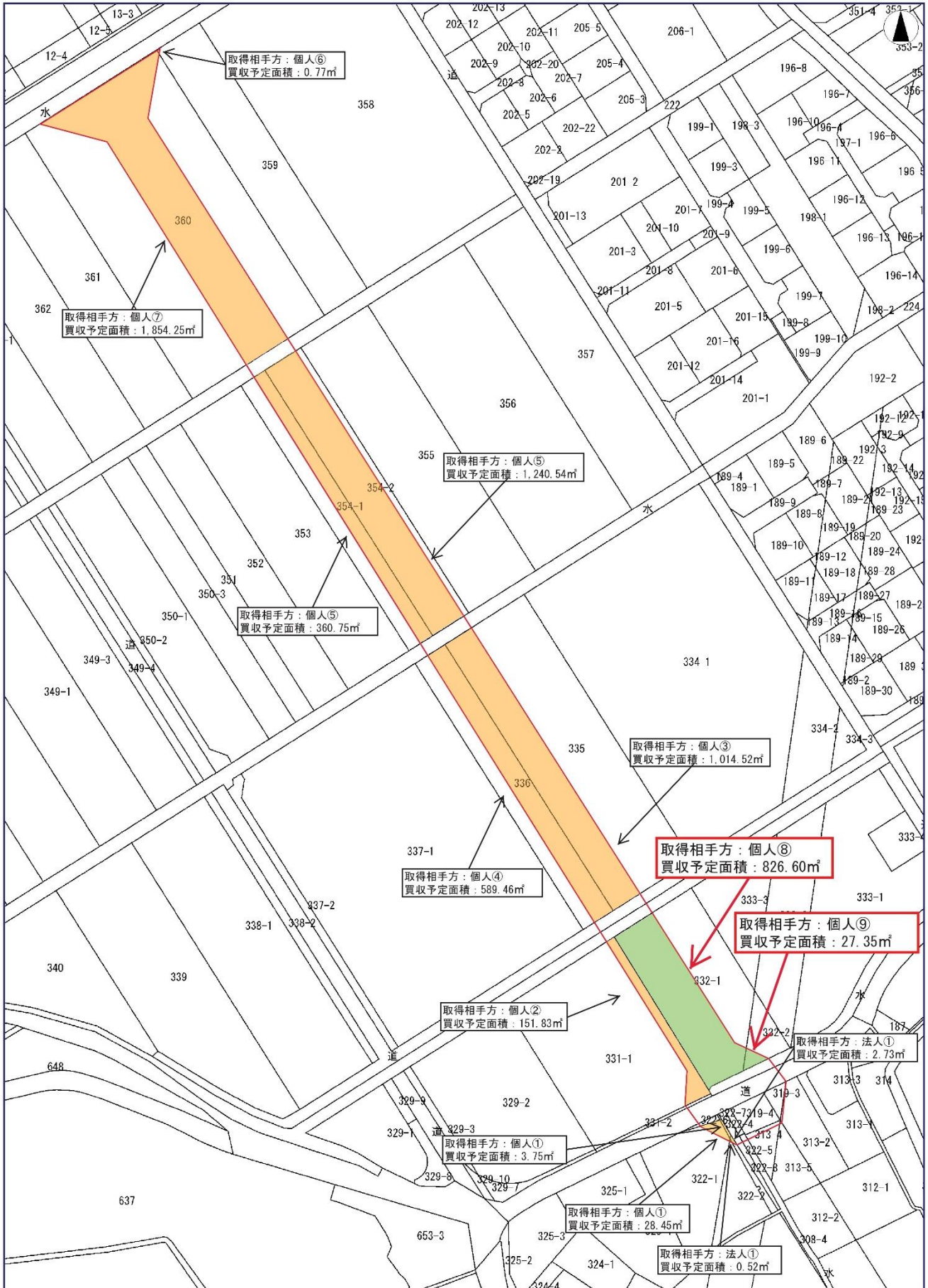


## 別紙 2

番号	所在地	地目	取得面積 (㎡)	取得の相手方
1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 1	田	2 8 . 4 5	個人①
2	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 4	雑種地	3 . 7 5	
3	宇土市神馬町字山下 3 3 1 番 1	田	1 5 1 . 8 3	個人②
4	宇土市神馬町字山下 3 3 5 番	田	1, 0 1 4 . 5 2	個人③
5	宇土市神馬町字山下 3 3 6 番	田	5 8 9 . 4 6	個人④
6	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 1	田	3 6 0 . 7 5	個人⑤
7	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 2	田	1, 2 4 0 . 5 4	
8	宇土市神馬町字山下 3 5 9 番	田	0 . 7 7	個人⑥
9	宇土市神馬町字山下 3 6 0 番	田	1, 8 5 4 . 2 5	個人⑦
1 0	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 2	雑種地	0 . 5 2	法人①
1 1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 8	雑種地	2 . 7 3	
1 2	宇土市神馬町字山下 3 3 2 番 1	田	8 2 6 . 6 0	個人⑧
1 3	宇土市神馬町字山下 3 3 2 番 2	田	2 7 . 3 5	個人⑨
計		1 3 筆	6, 1 0 1 . 5 2	









### 議案第73号

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

### 議案第74号

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第75号

令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第76号

令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第77号

令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第78号

令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

